

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p>高校生等医療費助成制度（マル青<sup>あお</sup>）の実績報告について</p>				
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 親子支援課</p>				
<p>内容</p>	<p>子どもの医療費助成について、令和5年4月から対象を高校生相当年齢（18歳を迎えた最初の3月31日まで）まで拡大した。ついては、令和5年9月までの実績について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 受給実績（9月末現在）</b></p> <p>現高校1年生については子ども医療費助成の資格が継続するため自動更新した。現高校2、3年生については年齢到達により一度資格が喪失しているため、令和4年11月末に申請書を送付した。</p> <p>(1) 受給者 15,580人</p> <p>(2) 未申請者 254人（申請が必要となる高校2、3年生全体の約3%）</p> <p><b>2 助成実績（7月末現在）</b></p> <p>(1) 件数 55,248件</p> <p>(2) 助成額 143,029,016円</p> <p>【内訳】（ ）内は助成額に対する割合</p> <table border="1" data-bbox="509 1469 1347 1576"> <tr> <td>都補助金対象</td> <td>91,209,026円(63.8%)</td> </tr> <tr> <td>区の負担額</td> <td>51,819,990円(36.2%)</td> </tr> </table> <p><b>3 区の負担額</b></p> <p>都補助金の対象外となる費用については以下のとおり</p> <p>(1) 所得制限超過世帯の医療費</p> <p>ア 東京都が設定する所得制限額を超過した世帯が該当</p> <p>※ 所得制限額は、扶養1人の場合で660万円</p> <p>イ 人数 2,654人（受給者の約17%）</p> <p>(2) 所得判定不可世帯等の医療費</p> <p>ア 保護者及び配偶者が1月1日現在足立区に居住していない世帯等が該当</p> <p>イ 人数 627人（受給者の約4%）</p>	都補助金対象	91,209,026円(63.8%)	区の負担額	51,819,990円(36.2%)
都補助金対象	91,209,026円(63.8%)				
区の負担額	51,819,990円(36.2%)				

(3) 外来診療時の自己負担分

ア 通院1回につき200円(上限)を自己負担

イ 人数 全ての受給者

**4 今後の方針・課題**

令和7年度までは都の補助割合は10/10であるが以降は1/2とすることが基本的な枠組みとなっている。令和8年度以降の対応については、「区と都の協議の場」において引き続き検討していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p>「令和4年度足立区福祉110番（年次報告書）」の発行について</p>																								
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 高齢福祉課、足立区社会福祉協議会</p>																								
<p>内容</p>	<p>足立区福祉サービス苦情等解決委員会において、令和4年度中に審議した苦情・相談結果をまとめた報告書を、別添「令和4年度足立区福祉110番（年次報告書）」のとおり発行する。</p> <p><b>1 概要</b> 令和2年度から令和4年度の苦情・相談件数</p> <table border="1" data-bbox="448 824 1331 1128"> <thead> <tr> <th>サービス分野</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>障がい</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>保育</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>学童</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 区内福祉サービス事業者が、これらの苦情事例を通じて問題点を理解しサービス向上に取り組めるよう、本件報告書では、今後もしも起こり易いと判断した事例6件を取り上げた。</p> <p><b>2 掲載事例</b></p> <p>(1) 高齢者福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問介護支援事業所のサービス内容に関する苦情</li> <li>② 居宅介護支援事業所の説明不足に関する苦情</li> </ul> <p>(2) 障がい者福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同生活援助（グループホーム）の相談対応に関する苦情</li> <li>② 居宅介護（ヘルパー）の契約解除に関する苦情</li> <li>③ 就労支援B型事業所の作業内容に関する苦情</li> <li>④ 就労支援B型事業所の接遇に関する苦情</li> </ul> <p><b>3 スケジュール・周知方法等</b></p> <p>令和5年12月 区ホームページに報告書全文を掲載する。 区内介護事業所、障がいサービス事業所等関係機関に各所管課を通じて電子メールにて送付する。</p> <p>令和6年 1月 あだち広報（1月1日号）で報告書発行を周知する。</p>	サービス分野	令和2年度	令和3年度	令和4年度	高齢	5	7	6	障がい	5	4	17	保育	0	0	0	学童	0	0	0	合計	10	11	23
サービス分野	令和2年度	令和3年度	令和4年度																						
高齢	5	7	6																						
障がい	5	4	17																						
保育	0	0	0																						
学童	0	0	0																						
合計	10	11	23																						

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和5年度認知症関連事業の進捗状況について
所管部課	福祉部 地域包括ケア推進課
内 容	令和5年度認知症関連事業の進捗状況について以下のとおり報告する。
	<b>1 あたまの健康度測定（認知症検診推進事業）（別紙ア）</b>
	（1）集団測定の実施内容と結果
	ア 日程 令和5年7月8日（土）、9日（日）
	イ 場所 シアター1010 11階ギャラリー
	ウ 対象 令和5年度に70歳を迎えた方 （昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれの方）
	エ 募集人員 200人
	オ 内容 医師による問診、認知機能検査等
	カ 検診結果
	（ア）検診案内発送数、申込者数、受診者数

	発送数	申込者数	受診者数	受診率 (受診者数/発送数)
男性	3,319	83	71	2.1%
女性	3,239	117	96	3.0%
計	6,558	200	167	2.5%

（イ）判定結果及び医療機関連絡票・伴走支援制度（別紙イ）連絡票発行数

	疑いなし	疑いあり	（ 内 訳 ）			
			医療機関連絡票（別紙ウ）発行	伴走支援制度連絡票発行	両方発行	発行なし
男性	63 (88.7%)	8 (11.3%)	3	0	4	1
女性	83 (86.5%)	13 (13.5%)	8	1	4	0
計	146 (87.4%)	21 (12.6%)	11	1	8	1

※ 未受診者には、認知症訪問支援事業やもの忘れ相談事業で対応している。来年度は集団検診終了後、未受診者の方へ再度個別検診の案内をするよう進めていく。

（2）個別測定の実施内容と結果
ア 日程 令和5年5月22日（月）～8月31日（木）
イ 場所 区内指定医療機関（48か所）
ウ 対象
（ア）令和5年度に70歳を迎えた方

(昭和28年4月1日～昭和29年3月31日生まれの方)  
 (イ) 令和5年度に71歳を迎えた方

(昭和27年4月1日～昭和28年3月31日生まれの方)  
 エ 募集人員 300人  
 オ 内容 医師による問診、認知機能検査等  
 カ 検診結果

(ア) 検診案内発送数、受診者数 (10月16日現在)

	発送数	受診者数	受診率 (受診者数/発送数)
71歳	6,925	121	1.7%
70歳	6,558	286	4.4%
計	13,483	407	3.0%

(イ) 判定結果及び医療機関連絡票・伴走支援制度連絡票発行数

		疑いなし	疑いあり	(内 訳)			
				医療機関 連絡票 発行	伴走支援 制度連絡 票発行	両方 発行	発行 なし
71歳	男性	53	8	4	1	2	1
	女性	54	6	2	2	2	0
	計	107	14	6	3	4	1
70歳	男性	109	13	7	3	3	0
	女性	153	11	7	1	2	1
	計	262	24	14	4	5	1
合計	男性	162	21	11	4	5	1
	女性	207	17	9	3	4	1
	計	369	38	20	7	9	2

※ 未受診者には、認知症訪問支援事業やもの忘れ相談事業  
 に対応している。

(3) 伴走支援対象者の経過 (令和5年9月22日現在)

	対象者	手配 調整中	終了	継続	キャンセル
3月集団	4	0	1	1	2
5月個別	3	0	0	2	1
6月個別	9	0	0	7	2
7月集団	9	0	0	8	1
7月個別	2	0	0	2	0
8月個別	2	2	0	0	0
合計	29	2	1	20	6

## 2 認知症月間の取り組み

### (1) 認知症に関するパネル展示

#### ア アリオ西新井 (9月1日～29日)



#### イ 足立区役所1階アトリウム (9月4日～21日)



### (2) アリオ西新井イベント (9月23日・24日)

#### ア 認知症の理解をテーマにしたデジタルクイズ参加者

(ア) 9月23日 130人

(イ) 9月24日 143人 合計273人

#### イ 認知症 VR 体験参加者 (9月24日のみ)

(ア) 大人 103人

(イ) こども 6人 合計109人

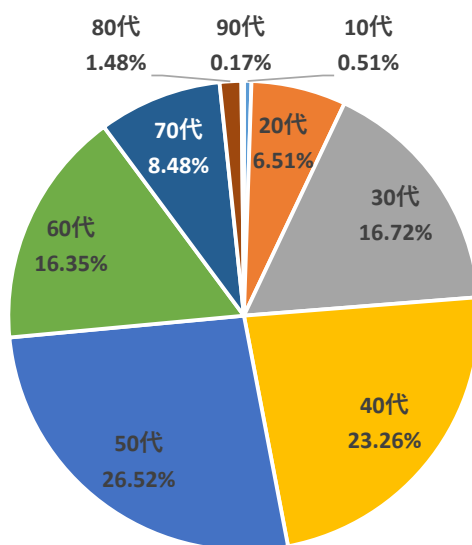


(3) 認知症施策に関するデジタルアンケート結果

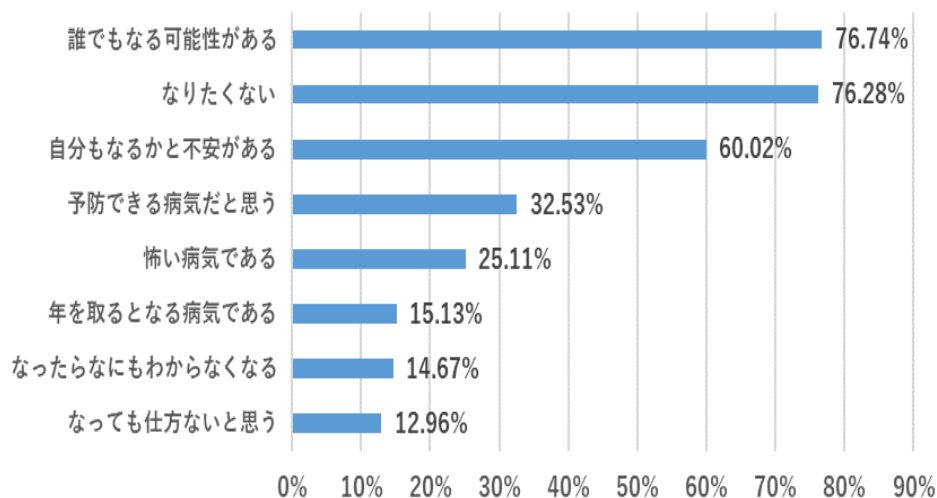
ア 実施期間 8月17日から9月30日

イ 総件数 3,504件

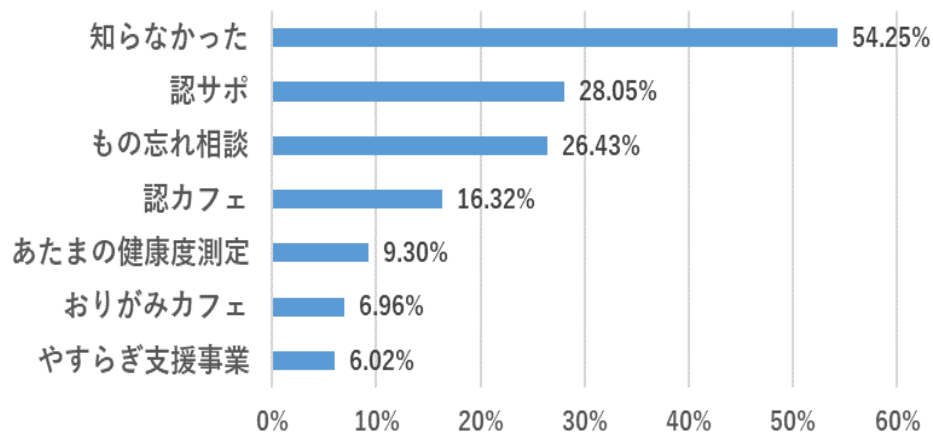
(ア) アンケート参加者の年代



(イ) 認知症についてのイメージ (複数回答可)



(ウ) 区の認知症施策の認知度 (複数回答可)



### 3 認知症関連事業実績

#### (1) 認知症早期発見のプロセス

ア もの忘れ相談事業（別紙エ）

4月～9月：41回（25地域包括支援センター） 117人

イ 認知症訪問支援事業（別紙オ）

令和5年度は現在実施中のため過去3年間分を報告する。

	訪問 対象者数	訪問 実施数	訪問率 (訪問実施数/ 訪問対象者数)
令和2年度	1,293	626	48.4%
令和3年度	1,404	607	43.2%
令和4年度	1,464	1,128	77.0%
令和5年度	1,255	—	—

#### (2) 認知症の方・家族への支援

ア 認知症初期集中支援事業（別紙カ）

4月～9月：0件（令和4年度：3件）

イ 東京都認知症アウトリーチ推進事業（別紙キ）

4月～9月：1件（令和4年度：3件）

ウ 認知症ケアプログラム推進事業（別紙ク）

17事業所 30人参加

#### (3) 認知症の方・家族を支える取り組み

ア 認知症サポーター養成講座（別紙ケ）

4月～9月：49回（23地域包括支援センター）630人

イ 認知症カフェ（別紙コ）

4月～9月：152回（25地域包括支援センター）  
1,706人

ウ やすらぎ支援員派遣事業（別紙サ）

4月～9月：0回（令和4年度：4件）

エ 若年認知症本人・家族の会（別紙シ）

4月～9月：3回 本人 2人 家族 9人（延べ数）

### 4 今後の方針

(1) あたまの健康度測定は、より早くご本人や家族が変化に気付き適切な医療に結びつくよう、軽度認知障害にも対応できる新たな仕組みを活用し、医療の必要がある人を確実に専門医療機関につなげる仕組みを検討していく。

(2) 認知症施策に関するアンケートから、認知症に対する不安や認知症施策の認知度の低さが現れている。この結果を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」を目指していくために、普及啓発や予防の取り組みを進めていく。



## 【用語説明】

ア	あたまの健康度測定	区内在住の70歳の方を対象に、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」や認知機能検査等を踏まえて医師が問診を実施し、認知機能低下の疑いの有無を判定する事業
イ	伴走支援制度	「あたまの健康度測定（認知症検診）」で、認知機能低下の疑いがあると判定された受診者を対象に、区から委託を受けた看護師が訪問や電話により、認知症への備えと理解を促し在宅生活を継続するための支援を行う制度
ウ	医療機関連絡票	「あたまの健康度測定（認知症検診）」で、「認知機能低下あり」と判定された受診者でかかりつけ医がいる場合に、そのかかりつけ医あてに発行する連絡票
エ	もの忘れ相談事業	もの忘れや認知症が心配な高齢者や家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行う事業 各地域包括支援センターで年4回実施
オ	認知症訪問支援事業	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能低下に気づき適切な医療・介護につながるよう地域包括支援センター職員が訪問する事業
カ	認知症初期集中支援事業	認知症の疑いがあり、受診が難しい方や介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ医療と介護の専門職が訪問し、アセスメントや家族の支援を行う事業
キ	東京都認知症アウトリーチ推進事業	認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター、東京都認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが関係機関と連携を図りながら認知症の疑いのある方等を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスが受けられるように支援する事業
ク	認知症ケアプログラム推進事業	徘徊、興奮・暴力、幻覚・妄想など「問題」と受けとられやすい行動（BPSD）に対してチームで一貫したケアを提供するためのプログラムを推進する事業
ケ	認知症サポーター養成講座	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう認知症を理解してもらおう認知症サポーターを養成する講座であり、各地域包括支援センターで年3回実施

コ	認知症カフェ	認知症ご本人や家族同士が日頃気になっていることや悩みなど同じ立場の人と語り合う場であり地域包括支援センターで月1回実施している事業
サ	やすらぎ支援員派遣事業	認知症高齢者の居宅を訪問し、家族が外出や介護疲れで休息が必要な時に、家族に代わって見守りや話し相手を行うボランティアを派遣する事業
シ	若年認知症本人・家族の会	65歳未満の若年認知症の本人や家族が交流する場であり、足立区と認知症地域推進員とで運営している事業

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和5年度あだちの介護保険（令和4年度実績）について								
所管部課	福祉部 介護保険課								
内容	<p>「令和5年度あだちの介護保険（令和4年度実績）」がまとまったので、別添のとおり報告する。</p> <p>※（ ）内の数値は前年度の数値</p> <p><b>1 65歳以上の被保険者（第一号被保険者）</b></p> <p>(1) 65歳以上の被保険者数 169,204人（170,411人） 前年度比1,207人減、0.7%減 ※ 住所地特例の制度があるため「65歳以上人口」とは一致しない。</p> <p>(2) 介護保険料収納率 99.0%（98.9%） 前年度比0.1ポイント増 ※ 4年度収納率、3年度収納率とも、決算額による。</p> <p><b>2 要介護・要支援認定者数</b> 37,687人（37,176人）前年度比511人増、1.4%増</p> <p><b>3 保険給付状況</b></p> <p>(1) 介護サービス受給者数 30,996人（30,449人） 前年度比547人増、1.8%増</p> <p>(2) 保険給付費 57,205,600千円（56,314,259千円） 前年度比891,341千円増、1.6%増</p> <p><b>4 令和4年度の主な事業</b> 高齢者施設等に対して、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策の支援を行った（一部抜粋）。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策 ア 高齢者施設等におけるPCR検査等の費用補助 介護事業所に従事する職員及び新規利用者等を対象に、PCR検査等に係る経費を1人上限12回、1回あたり2万円まで補助した。</p> <table border="1" data-bbox="400 1816 1050 2024"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延事業所数</td> <td>180件</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>7,434人</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>109,138千円</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度	延事業所数	180件	延人数	7,434人	執行額	109,138千円
	令和4年度								
延事業所数	180件								
延人数	7,434人								
執行額	109,138千円								

イ 新型コロナウイルス感染者へ対応する感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業

令和5年5月7日終了

従事者が陽性の利用者に対して、直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当および宿泊手当を支給した（危険手当：1日5,000円、宿泊手当：1泊10,000円）。

	令和4年度
危険手当	13,031件
宿泊手当	3,092件
支給金額	96,075千円

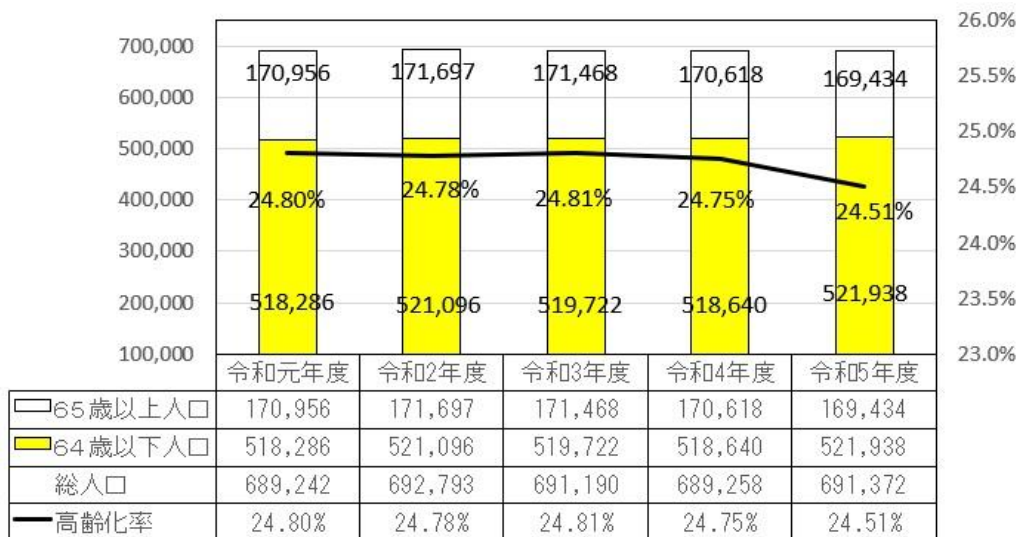
(2) 物価高騰対策

介護サービス事業者に対して、コロナ禍における物価高騰の影響の大きい光熱水費、ガソリン代などの経費に対し、特別給付金を支給した。

延事業所数	執行額
821件	177,108千円

《参 考》

【総人口、65歳以上人口、高齢化率の推移】（各年4月1日現在）



※ 令和5年4月1日時点で、足立区における高齢化率は24.51%であり、前年度より0.24ポイント低下した。

## 令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	令和5年度地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募結果について																		
所管部課	福祉部 介護保険課																		
内容	<p>地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について、結果を報告する。</p> <p><b>1 応募事業者数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>サービス種別</th> <th>募集数</th> <th>応募数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>2</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>看護小規模多機能型居宅介護</td> <td>2</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 結果</b></p> <p>事前の相談は複数あったが、それぞれのサービス種別に適した土地建物が確保できなかったことから、いずれのサービス種別においても募集期間中に応募はなかった。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>令和6年度から8年度の第9期介護保険事業計画において、申込者を増やすため、公有地も活用していく。</p>			No	サービス種別	募集数	応募数	1	認知症高齢者グループホーム	1	なし	2	小規模多機能型居宅介護	2	なし	3	看護小規模多機能型居宅介護	2	なし
No	サービス種別	募集数	応募数																
1	認知症高齢者グループホーム	1	なし																
2	小規模多機能型居宅介護	2	なし																
3	看護小規模多機能型居宅介護	2	なし																

## 令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について
所管部課	福祉部 介護保険課
内容	<p>地域密着型サービス事業者の新規指定及び廃止について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 新規指定 3事業所</b></p> <p>(1) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北東地区)</p> <p>事業所所在地 足立区花畑三丁目12番4号 メゾンクレール1F</p> <p>運営法人 株式会社ハートネクション</p> <p>事業所名 ハートガーデン</p> <p>利用定員 18名</p> <p>指定年月日 令和5年8月1日</p> <p>(2) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(南西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区西新井本町五丁目7番14号 E・M・Sビル1階</p> <p>運営法人 株式会社カインドサービス</p> <p>事業所名 デイサービス ハレレアホーム</p> <p>利用定員 18名</p> <p>指定年月日 令和5年9月1日</p> <p>(3) 新規事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区)</p> <p>事業所所在地 足立区竹の塚二丁目29番16号</p> <p>運営法人 合同会社認知症総合研究所</p> <p>事業所名 ヒーロー</p> <p>利用定員 10名</p> <p>指定年月日 令和5年9月1日</p>

## 2 廃止事業所

## 7 事業所

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区)   |
| 事業所所在地    | 足立区鹿浜五丁目5番22号       |
| 運営法人      | 株式会社トリプル            |
| 事業所名      | デイサービスすずのき          |
| 利用定員      | 10名                 |
| 廃止年月日     | 令和5年7月15日           |
| (2) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区)   |
| 事業所所在地    | 足立区竹の塚二丁目29番16号     |
| 運営法人      | 有限会社ユウワ             |
| 事業所名      | ケアサポートうきうき          |
| 利用定員      | 15名                 |
| 廃止年月日     | 令和5年8月31日           |
| (3) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区)   |
| 事業所所在地    | 足立区栗原一丁目25番8号ジュナル1階 |
| 運営法人      | ヒューマンライフケア株式会社      |
| 事業所名      | ヒューマンライフケア西新井       |
| 利用定員      | 18名                 |
| 廃止年月日     | 令和5年8月31日           |
| (4) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区)   |
| 事業所所在地    | 足立区入谷八丁目6番14号       |
| 運営法人      | 株式会社いきいき            |
| 事業所名      | いきいきデイサービス          |
| 利用定員      | 10名                 |
| 廃止年月日     | 令和5年8月31日           |
| (5) 廃止事業所 | 【地域密着型通所介護】(北西地区)   |
| 事業所所在地    | 足立区舎人一丁目25番2号       |
| 運営法人      | 株式会社いなほ             |
| 事業所名      | ケアサービスいなほ舎人         |
| 利用定員      | 10名                 |
| 廃止年月日     | 令和5年9月30日           |

(6) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(北西地区)  
事業所所在地 足立区伊興四丁目4番13号  
運営法人 太陽総合サービス株式会社  
事業所名 福寿竹ノ塚  
利用定員 10名  
廃止年月日 令和5年9月30日

(7) 廃止事業所 【地域密着型通所介護】(千住地区)  
事業所所在地 足立区千住寿町26番10号  
運営法人 有限会社ライフステージ  
事業所名 デイサービスセンターたいよう  
利用定員 18名  
廃止年月日 令和5年9月30日



令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	<b>熱中症対策の取組み結果について</b>																								
所管部課	衛生部 衛生管理課																								
内容	<p><b>1 庁内会議の開催について</b></p> <p>(1) 足立区熱中症対策調整会議</p> <p>第1回 令和5年4月19日(水) 令和5年度の取組み内容の確認</p> <p>第2回 令和5年11月8日(水) 令和5年度の取組み結果の報告</p> <p><b>2 熱中症対策について</b></p> <p>(1) 区民への情報提供と注意喚起</p> <p>ア あだち広報・区ホームページ 5月25日号に「ストップ!熱中症」を掲載し、熱中症への注意喚起を行った。 また、区ホームページに熱中症予防のポイント等を掲載した。</p> <p>イ Aメール配信 環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数(WBGT)速報において、当日の予報及び実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した際に、「夏の重要なお知らせ」登録者に対してAメールを配信した。</p> <p><b>【参考】</b> Aメール配信回数(暑さ指数速報の実測値が危険水準(WBGT31度以上)に達した回数)</p> <table border="1" data-bbox="515 1588 1126 1794"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>0回</td> <td>8回</td> <td>15回</td> <td>0回</td> <td>23回</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>6回</td> <td>13回</td> <td>15回</td> <td>1回</td> <td>35回</td> </tr> <tr> <td><b>R5年度</b></td> <td><b>1回</b></td> <td><b>17回</b></td> <td><b>24回</b></td> <td><b>10回</b></td> <td><b>52回</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 防災行政無線放送 夜間の熱中症を未然に防ぐため、7月1日から9月30日まで毎日、防災行政無線放送を行った。</p> <p>エ 大塚製薬(株)との熱中症対策に関する連携協定に基づく取組み 中学生、大学生、社会人、高齢者を対象に熱中症対策セミナー、また保育士、スポーツ指導員を対象に熱中症対策アドバイザー養</p>		6月	7月	8月	9月	合計	R3年度	0回	8回	15回	0回	23回	R4年度	6回	13回	15回	1回	35回	<b>R5年度</b>	<b>1回</b>	<b>17回</b>	<b>24回</b>	<b>10回</b>	<b>52回</b>
	6月	7月	8月	9月	合計																				
R3年度	0回	8回	15回	0回	23回																				
R4年度	6回	13回	15回	1回	35回																				
<b>R5年度</b>	<b>1回</b>	<b>17回</b>	<b>24回</b>	<b>10回</b>	<b>52回</b>																				

成講座等を計12件実施した。

オ 東京労働局作成のポスターによる注意喚起について

令和5年4月1日～5月31日まで東京労働局作成の労働者向け熱中症予防対策のポスターを本庁舎のデジタルサイネージにて放映した。

(2) 熱中症による被害状況

ア 足立区内救急搬送人員数

R5年は速報値、その他は確定値

	6月	7月	8月	9月	合計
R3年	14人	87人	89人	5人	195人
R4年	109人	159人	105人	8人	381人
<b>R5年</b>	<b>37人</b> <b>(20人)</b>	<b>200人</b> <b>(115人)</b>	<b>141人</b> <b>(75人)</b>	<b>28人</b> <b>(13人)</b>	<b>406人</b> <b>(223人)</b>

※ 令和5年度は9月末現在の人数

※ ( ) 数は65歳以上の人数

イ 足立区内死亡者状況

東京都監察医務院資料(足立区内での発生件数、R5年は速報値、その他は確定値)

(ア) 死亡者数

年代	R3年		R4年		R5年 (9月末)		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
40代	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人
50代	0人	0人	1人	0人	1人	0人	2人	0人
60代	3人	0人	2人	0人	1人	1人	6人	1人
70代	0人	0人	2人	3人	4人	2人	6人	5人
80代	1人	0人	4人	0人	2人	1人	7人	1人
90代	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	2人
小計	4人	0人	9人	4人	10人	6人	23人	10人
計	4人		13人		16人		33人	

(イ) クーラーの有無

	有	無	不明	計
R3年	2人(1人)	1人	1人	4人
R4年	8人(8人)	3人	2人	13人
	<b>9人(8人)</b>	<b>2人</b>	<b>5人</b>	<b>16人</b>
R5年	<u>40代(女) 1</u>	60代(女) 1	40代(男) 1	
	<u>60代(男) 1</u>	70代(男) 1	50代(男) 1	
	<u>70代(男) 2</u>		70代(男) 1	
	<u>70代(女) 2</u>		80代(女) 1	
	<u>80代(男) 2</u>		90代(男) 1	
	<u>90代(女) 1</u>			

※ ( ) 内数及び下線はクーラー未使用者

## 令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

&lt;審議事項・報告事項・情報連絡事項&gt;

件名	医療機関型産後ケアのオンライン申請の受付開始について
所管部課	衛生部 保健予防課
内容	<p>こども家庭庁母子保健課からの事務連絡『産後ケア事業の更なる推進について』により、産後ケアの利用対象者が拡大された。</p> <p>この変更に伴い、保健師等による面接後の申請受付に加え、オンラインによる申請受付を追加する。</p> <p><b>1 対象者の拡大</b></p> <p>(1) 変更前 家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、心身の不調、育児に対する不安があるもの</p> <p>(2) 変更後 産後ケアを必要とするもの</p> <p><b>2 申請の方法</b></p> <p>(1) 保健予防課での窓口 利用者の状況に応じて、保健師が面接する場合あり</p> <p>(2) 区ホームページからのオンライン申請【追加】 利用者の状況に応じて、保健師から後日連絡する場合あり</p> <p><b>3 産後ケアの利用・予約の方法</b></p> <p>(1) 区から利用承認通知書が郵送されるので、申請者が施設に直接連絡し、利用日の日程調整を行ったうえで予約を取る。</p> <p>(2) 利用日当日は、利用承認通知書・母子健康手帳・利用負担金を持参のうえ利用する。</p> <p><b>4 事業開始</b> 令和6年1月4日</p> <p><b>5 周知方法</b> あだち広報1月1日号、区ホームページ、スマイルママ面接等</p>

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

<p>件名</p>	<p><b>令和4年度あだちっ子歯科健診の実施結果について</b></p>																																													
<p>所管部課</p>	<p>子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課 衛生部 データヘルス推進課</p>																																													
<p>内容</p>	<p>「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」の一環として、むし歯が増えやすい年少児(4歳)～年長児(6歳)全ての子どもを対象に、「あだちっ子歯科健診」を実施し、むし歯予防及び早期の治療に繋がる取組を進めている。 令和4年度に実施した結果がまとまったので報告する(別添1)。</p> <p><b>1 施設参加率と受診率(図1)</b></p> <p>(1) 教育・保育施設の参加率は、6年連続100% 全219施設で実施し、14,331名が受診した。</p> <p>(2) 歯科健診受診率は、施設通園児が微増、未通園児等は増加 ア 施設通園児の受診率は99.0%(前年度+0.3ポイント増)と高水準を維持している。 イ 家庭保育又は認可外保育施設(認証保育所を除く。)、企業主導型保育施設、児童発達支援センター等や区外の教育・保育施設に通っている子ども(以下「未通園児等」という。)のうち、区外通園児を除く受診率は、3か所の認可外保育施設に歯科医師が赴いて歯科健診を実施したことにより、前年度より9.6ポイント増加し、30.6%となった。</p> <p>(図1) 施設参加率と受診率(経年)</p> <table border="1"> <caption>施設参加率と受診率(経年)のデータ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設参加率</th> <th>施設通園児受診率</th> <th>未通園児等受診率</th> <th>区外通園児受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>98.8%</td> <td>93.6%</td> <td>8.6%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>99.0%</td> <td>97.2%</td> <td>9.4%</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>100.0%</td> <td>99.1%</td> <td>13.5%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> <td>13.0%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>100.0%</td> <td>99.4%</td> <td>14.3%</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>100.0%</td> <td>98.6%</td> <td>17.3%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>100.0%</td> <td>98.7%</td> <td>21.0%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> <td>30.6%</td> <td>8.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率	H27	98.8%	93.6%	8.6%	4.2%	H28	99.0%	97.2%	9.4%	5.1%	H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%	H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%	R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%	R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%	R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%	R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%
年度	施設参加率	施設通園児受診率	未通園児等受診率	区外通園児受診率																																										
H27	98.8%	93.6%	8.6%	4.2%																																										
H28	99.0%	97.2%	9.4%	5.1%																																										
H29	100.0%	99.1%	13.5%	9.8%																																										
H30	100.0%	99.0%	13.0%	9.2%																																										
R1	100.0%	99.4%	14.3%	9.5%																																										
R2	100.0%	98.6%	17.3%	9.1%																																										
R3	100.0%	98.7%	21.0%	14.1%																																										
R4	100.0%	99.0%	30.6%	8.9%																																										

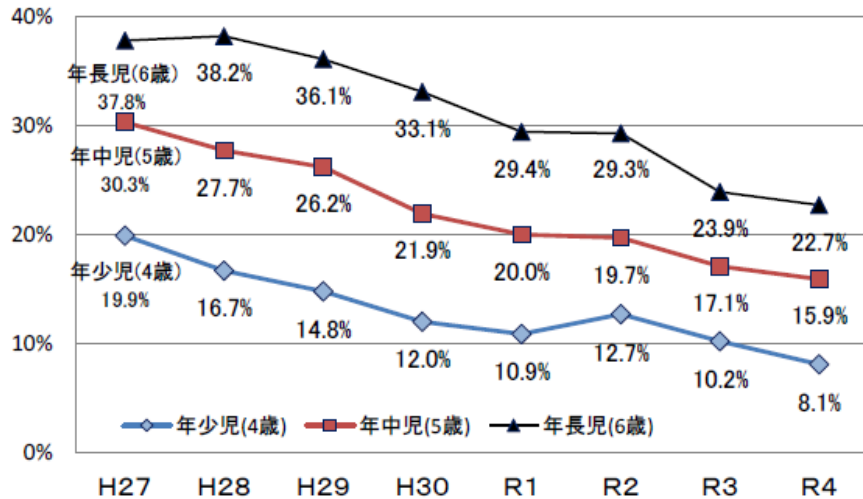
## 2 主な結果

(1) 乳歯にむし歯がある子どもの割合は、前年度より減少

事業開始当初(H27年度)からみると、年長児(6歳)は15.1ポイント、年中児(5歳)は14.4ポイント、年少児(4歳)は11.8ポイントと大きく減少している。

(図2) 乳歯にむし歯がある子どもの割合

(むし歯がある子どもの割合は、処置歯も含む。)



※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため秋に歯科健診を実施

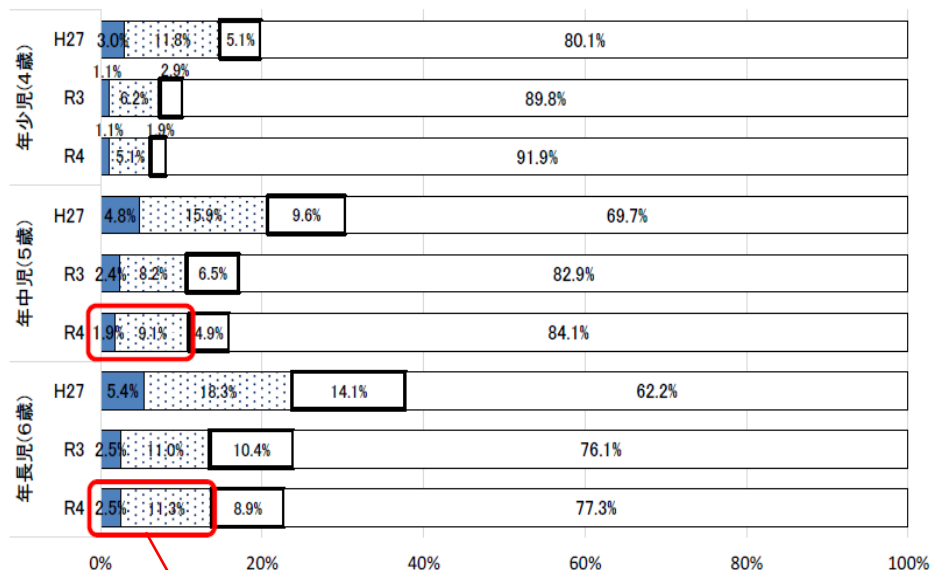
(2) 未処置のむし歯がある子どもの割合は、年中児・年長児で微増

未処置のむし歯がある子どもの割合は、年中児・年長児で前年度より微増となっている。

イ 未処置のむし歯が5本以上ある子どもの割合は、平成27年度からは半減しているが、前年度との比較では、年少児・年長児は横ばいとなっている。

(図3) 未処置のむし歯がある子どもの割合 (H27・R3・R4年度比)

■5本以上 □1~4本 □0本(すべて処置済み) □むし歯なし



「未処置のむし歯がある子」の割合は、年中児・年長児で前年度より微増となっている。

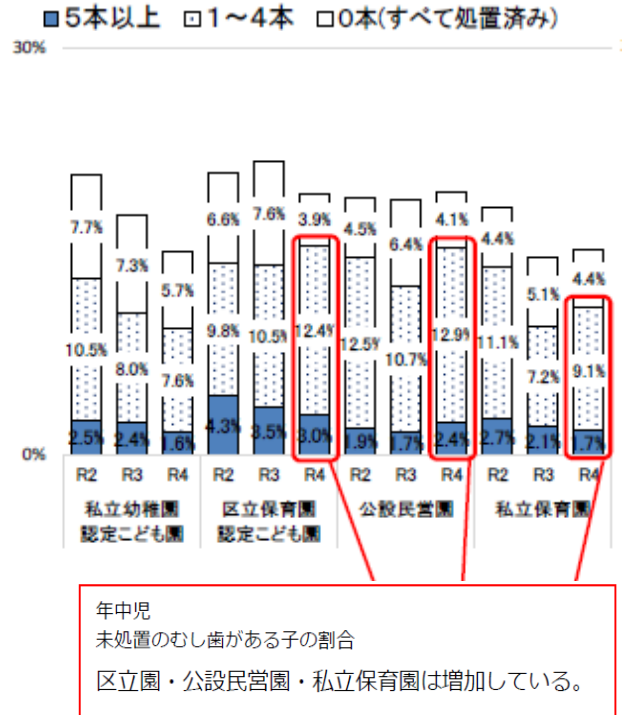
### 3 課題

(1) 保育園において未処置のむし歯がある子どもの割合が増加

「未処置のむし歯がある子どもの割合」を施設別にみると、私立幼稚園を除き、増加に転じている。新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたことを踏まえ、対策を検討する必要がある。

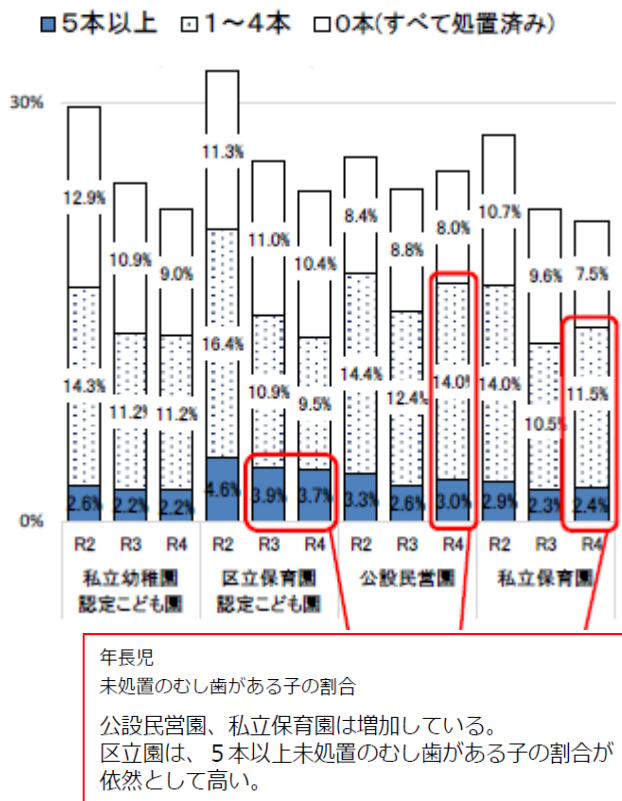
ア 年中児（5歳）

(図4) 未処置のむし歯がある子どもの割合（年中児・施設種別）



イ 年長児（6歳）

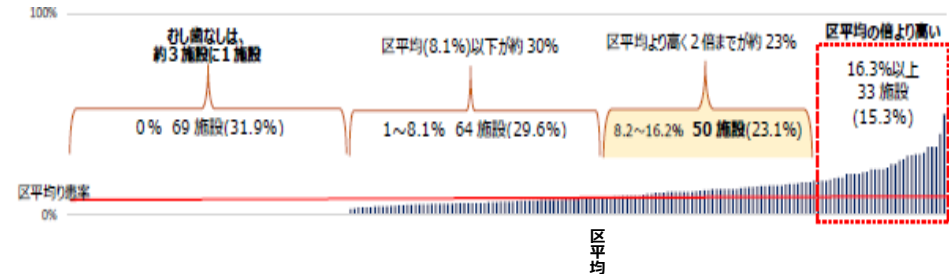
(図5) 未処置のむし歯がある子どもの割合（年長児・施設種別）



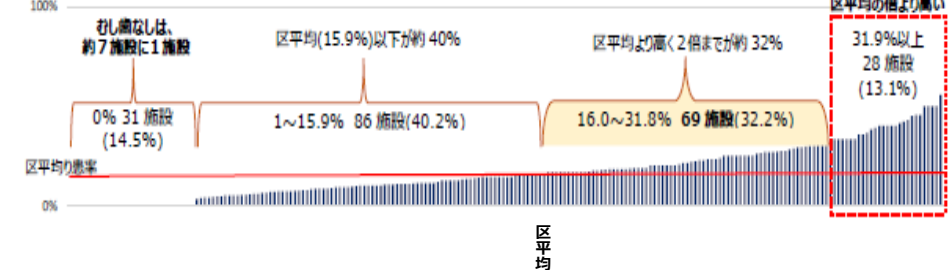
(2) 教育・保育施設におけるむし歯り患率(処置済のむし歯を含む)の二極化

施設ごとのむし歯り患率を低い順にならべると、むし歯のない施設と、り患率の高い施設の二極化がみてとれる。また、年齢が上がるにつれて、むし歯のない園も減少していることから、年少児(4歳)からの取組を支援していく必要がある。

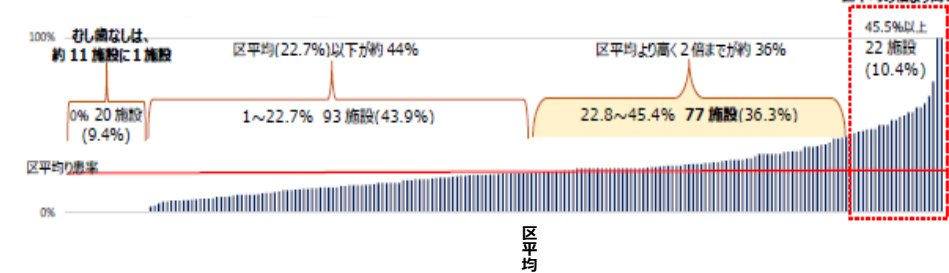
ア 年少児(4歳) 216施設(図6)



イ 年中児(5歳) 214施設(図7)



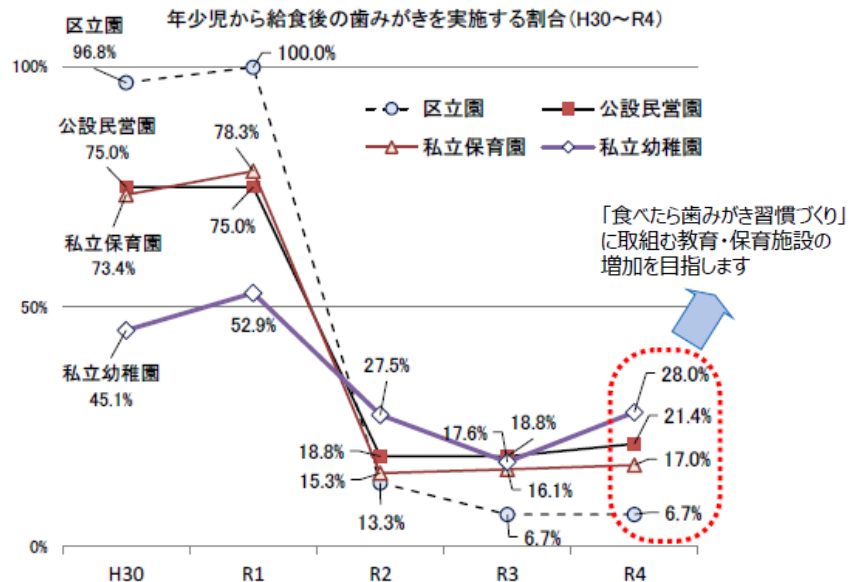
ウ 年長児(6歳) 212施設(図8)



ア～ウ全てが区平均を上回っている施設は32施設だった。

【参考】年少児から給食後の歯みがきをする教育・保育施設の割合(図9)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降大幅に減少している。





#### 4 対策

課題	対策
(1) 保育園において未処置のむし歯がある子どもの割合が増加	ア 「あだちっ子園歯科医」のモデル事業を区立保育園3園で開始し、歯科健診に加えて、歯科保健指導・相談・職員研修の実施等、保育園・足立区歯科医師会・子ども家庭部が連携して、子どもの歯の健康課題を解決する仕組みを構築する。 イ 園が積極的に未処置のむし歯を有する子どもへの歯科受診勧奨を行い、治療につなげられるよう、情報提供等を行い、支援していく。
(2) 教育・保育施設におけるむし歯患率の二極化	ア 令和4年度歯科健診データを基に、未処置のむし歯がある子どもの割合が高い施設を優先に、「受診(治療勧奨)」や「保護者・職員による仕上げみがき」及び「歯によいおやつ」等の啓発を強化し、子どものむし歯予防を推進する。 イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、給食後の歯みがきを中止していた施設が安全に再開できるよう支援をし、年少児(4歳)からの歯みがき習慣の定着を図る。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について																																		
所管部課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援課、子ども施設入園課																																		
内容	<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく令和5年度一般指導検査の結果について報告する。</p> <p><b>1 検査の概要</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模保育事業所</th> <th>家庭的保育事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和5年 7月20日 ～8月2日</td> <td>令和5年 5月25日 ～7月13日</td> </tr> <tr> <td>実施施設（者）数</td> <td>12施設 (全26施設中)</td> <td>50名 (全105名中)</td> </tr> <tr> <td>文書指摘件数 (10月末改善確認件数)</td> <td>10件 (9件)</td> <td>13件 (3件)</td> </tr> <tr> <td>口頭指導件数 (10月末改善確認件数)</td> <td>7件 (2件)</td> <td>30件 (4件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文書指摘は支援法等関係法令等に違反する事項。 口頭指導は支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事項に適用。</p> <p>※ 10月末までに改善が確認できていないものは、11、12月に実施する巡回訪問の中で確認を終える予定。</p> <p><b>2 文書指摘・口頭指導件数の前年度比較</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>小規模保育事業所</p> <table border="1"> <caption>小規模保育事業所 前年度比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>30</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>家庭的保育事業者</p> <table border="1"> <caption>家庭的保育事業者 前年度比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書指摘</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>口頭指導</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>			小規模保育事業所	家庭的保育事業者	実施期間	令和5年 7月20日 ～8月2日	令和5年 5月25日 ～7月13日	実施施設（者）数	12施設 (全26施設中)	50名 (全105名中)	文書指摘件数 (10月末改善確認件数)	10件 (9件)	13件 (3件)	口頭指導件数 (10月末改善確認件数)	7件 (2件)	30件 (4件)	項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	15	10	口頭指導	30	7	項目	令和4年度	令和5年度	文書指摘	13	13	口頭指導	28	30
		小規模保育事業所	家庭的保育事業者																																
実施期間	令和5年 7月20日 ～8月2日	令和5年 5月25日 ～7月13日																																	
実施施設（者）数	12施設 (全26施設中)	50名 (全105名中)																																	
文書指摘件数 (10月末改善確認件数)	10件 (9件)	13件 (3件)																																	
口頭指導件数 (10月末改善確認件数)	7件 (2件)	30件 (4件)																																	
項目	令和4年度	令和5年度																																	
文書指摘	15	10																																	
口頭指導	30	7																																	
項目	令和4年度	令和5年度																																	
文書指摘	13	13																																	
口頭指導	28	30																																	

### **3 検査結果の特徴**

- (1) 小規模保育事業所については、文書指摘・口頭指導ともに昨年度より減少した。全体説明会における令和4年度検査結果報告等を通じ、指導内容に対する周知が進み、各種マニュアル等の整備がされたこと等が要因と考える。
- (2) 家庭的保育事業者については、文書指摘は昨年度と同件数、口頭指導は微増となった。検査実施の周期をこれまでの3年に1回から今年度は2年に1回に見直したことで、検査実施対象者は昨年度より18名の増となったが、多くの検査項目で指摘及び指導件数が減少し、改善がみられる。

### **4 検査結果（文書指摘及び口頭指導の内容）と改善への対応**

詳細は別紙のとおり。

### **5 今後の方針**

- (1) 文書指摘・口頭指導の内容について、全体説明会において全施設に対して説明し、改善等に向けて周知徹底を図る。
- (2) 巡回訪問等で改善状況の確認及び指導・支援の強化を図る。
- (3) 文書指摘事項及び改善状況は、区ホームページ上での公表等、幅広く公表していく。

## 検査結果と改善への対応（小規模保育事業所）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	<b>1 避難・消火訓練を実施していない月がある：5件（4件）</b>	
	➡ 水害訓練を実施したが、火災を想定した消火訓練が未実施の月や、地震や火災を想定した避難を実施していない月があった。	
	改善済	5件。防災訓練計画書を見直す、職員会議において周知徹底するなど、改善状況報告書及び資料により確認した。
	<b>2 子どもの健康診断を適切に実施していない：3件（3件）</b>	
	➡ 特に年度の途中に施設の利用を開始した子どもや健診日に欠席した子どもについて実施回数不足が見られた	
	改善済	2件。受診の有無が一目瞭然で把握できる仕組みづくりのため「定期健康診断受診一覧確認表」等を作成済み。
口 頭 指 導 （ 主 な も の ）	改善 確認中	1件。「定期健康診断受診一覧確認表」の作成を含めた改善状況報告書を再提出する。
	<b>3 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：2件（2件）</b>	
	➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月検便（配置換えの際は前月）を実施し、陰性を確認しなければならないが、未実施の月があった。	
	改善済	2件。検体の提出の有無を把握できる「検便提出チェック表」等を作成済み。
	<b>1 事故防止及び発生時対応の指針を職員で共有していない：2件（3件）</b>	
	➡ 職員会議や職場内研修を通じて職員に各種マニュアルを周知徹底し、その内容を記録して施設全体で認識を共有するよう指導した。	
口 頭 指 導 （ 主 な も の ）	改善済	2件。検査員が施設に架電し、全職員に各種様々なマニュアルの周知徹底を計画的に実施し、その内容を記録していることを確認済み。巡回訪問時にマニュアルに対する全職員の理解や共通認識を図っているかを確認する。
	<b>2 安全対策に関する必要な措置が不十分である：1件（0件）</b>	
	➡ 子どもの安全確保のための対策として、不審者対応訓練が実施されていなかった。	
	改善 確認中	1件。年度内の巡回訪問で訓練計画書などを確認する。
	<b>3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である：1件（5件）</b>	
	➡ 入園して間もない子どもに対し仰向け寝の徹底がされていない状況があった。子ども一人ひとりの状況を把握できるまでの間は、仰向け寝を徹底することを指導した。	
改善 確認中	1件。年度内の巡回訪問で、園長及び職員が仰向け寝の徹底について共通認識をもち取り組んでいるか確認する。	

## 検査結果と改善への対応（家庭的保育事業者）

※ 括弧書きは令和4年度件数。

文 書 指 摘	<b>1 子どもの健康診断を適切に実施していない：4件（3件）</b>	
	➡ 入室児について、利用開始前の健康診断が未実施だった。また、入室後の年度内2回の健康診断が未実施だった。	
	改善 確認中	4件。改善状況報告書全件提出。年内の巡回訪問で確認する。
	<b>2 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない：3件（4件）</b>	
	➡ 調理・調乳に従事する職員は毎月検便を実施し、陰性を確認しなければならないが、未実施の月があった。	
	改善 確認中	3件。改善状況報告書全件提出。うち1件につき再提出要請中。年内の巡回訪問で確認する。
	<b>3 避難・消火訓練を実施していない月がある：2件（5件）</b>	
	➡ テレビ放送やインターネットで状況を確認しただけで、避難行動を伴っていない月があった。また、訓練実施日のみで訓練内容が記載されていない訓練記録があった。	
	改善済	2件。改善状況報告書全件提出。検査日以降に実施した訓練は避難行動を伴っていたことを訓練記録により確認した。
	<b>4 自己評価を行っていない：1件（0件）</b>	
	➡ 令和4年度家庭的保育事業者の自己評価を行っていなかった。	
	改善 確認中	1件。改善状況報告書提出。年内の巡回訪問で実施を確認する。
	<b>5 離乳食の提供をしていない：1件（0件）</b>	
	➡ 家庭的保育事業者が事業所内で調理し、提供するよう規定しているが提供されていなかった。	
改善 確認中	1件。改善状況報告書提出。年内の巡回訪問で確認する。	
<b>6 事件・事故等の発生が区へ報告されていない：1件（0件）</b>		
➡ 事件・事故等が発生した際には速やかに区へ報告するよう指導した。		
改善 確認中	1件。改善状況報告書は提出されていたが改善内容について報告書の再提出を要請中。	
<b>7 部分的に保育とは無関係な支出が混じっている：1件（0件）</b>		
➡ 部分的に保育とは無関係な支出が混じっていた。保育と無関係な支出は含めないように指導した。		
改善済	1件。検査後に会計帳簿及び証憑書類が提出され改善を確認した。	

口頭指導（主なもの）

<b>1 カーテン・じゅうたん等が防災性能を有していない：7件（6件）</b>	
➡ ジョイントマット等の敷物について、防災性能が確認できないものが使用されていた。防災性能のあるものに取り替えるか撤去するよう指導した。	
改善 確認中	7件。年内の巡回訪問で防災性能の有無等を確認する。
<b>2 雇用契約書が一部作成されていない：2件（1件）</b>	
➡ 事業者を助け、共に業務を行う補助者に対する雇用契約書が一部で作成されていなかった。補助者の採用時に必ず作成するよう指導した。	
改善 確認中	2件。今後の巡回訪問で作成を確認する。
<b>3 出勤簿の記録内容に誤記がある：2件（5件）</b>	
➡ 補助者の出勤簿の勤務時間数誤りにより、給与の過払いや未払いが発生した。出勤簿は事業者・補助者の双方で確認し、過不足分については今後の給与で調整するよう指導した。	
改善済	1件。検査時に出勤簿を訂正、給与明細書により正しい給与額の支給を確認した。
改善 確認中	1件。検査時に出勤簿の訂正を確認。正しい給与額が支給されているか確認中。
<b>4 児童出欠表の記録が不十分である：2件（0件）</b>	
➡ 児童出欠表の送迎時間の記録方法が誤っていたため、正しく記録するよう指導した。	
改善済	2件。正しく記録されたことを出欠簿で確認した。
<b>5 アレルギー疾患を有する子どもへの対応が不十分である：2件（0件）</b>	
➡ アレルギー疾患を有する子どもについては、保育開始前に保護者から子どもの抱えるアレルギーについて詳細に記載した書類を提出してもらう決まりになっているが提出されていなかった。保護者に提出してもらい、子どもの状況を共有した後保育を開始するよう指導した。	
改善済	1件。巡回訪問で提出を確認した。
改善 確認中	1件。年内の巡回訪問で提出を確認する。
<b>6 公定価格等に基づく人件費支出が不適切である：3件（5件）</b>	
➡ 新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園した際、休園日に勤務予定だった補助者には給与を支給すべきところ、支給していなかった。国及び区からこのような場合に通常どおりの賃金を支給するよう通知が出されており、その旨説明し支給するよう指導した。	
改善済	1件。給与明細書の提出により追加支給を確認した。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	<b>令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について</b>																												
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課																												
内容	<p><b>1 令和6年4月入所に向けた保育施設利用申込みの受付について</b> 認可保育所、区立認可外保育施設、認定こども園（長時間利用）、小規模保育及び家庭的保育の利用申込みの受付について、以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 利用申込対象施設</p> <p>ア 区立・私立認可保育所 イ 区立認可外保育施設 ウ 区立・私立認定こども園（長時間利用） エ 地域型保育（小規模保育・家庭的保育）</p> <p>(2) 利用申込案内の配布</p> <p>ア 開始日 令和5年10月23日（月）から</p> <p>イ 配布場所</p> <table border="1" data-bbox="539 1216 1417 1556"> <thead> <tr> <th>配布場所</th> <th>配布時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施設入園課 （区役所中央館3階）</td> <td rowspan="2">開庁日の午前8時30分 から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所 区立認定こども園</td> <td>開園時刻から閉園時刻まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 利用申込受付期間 令和5年11月20日（月）～12月5日（火）</p> <table border="1" data-bbox="507 1697 1417 2042"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付場所・方法</th> <th colspan="3">○…受付可 △…一部可 ×…受付不可</th> <th rowspan="2">受付時間</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン申請</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>24時間受付</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>				配布場所	配布時間	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分 から午後5時15分まで	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで	受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			受付時間	平日	土	日	オンライン申請	○	○	○	24時間受付	区役所特設会場	○	×	△	午前9時から午後4時まで
	配布場所	配布時間																											
	子ども施設入園課 （区役所中央館3階）	開庁日の午前8時30分 から午後5時15分まで																											
	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）																												
区立・私立認可保育所 区立認定こども園	開園時刻から閉園時刻まで																												
受付場所・方法	○…受付可 △…一部可 ×…受付不可			受付時間																									
	平日	土	日																										
オンライン申請	○	○	○	24時間受付																									
区役所特設会場	○	×	△	午前9時から午後4時まで																									
<p>※ 11月23日（木・祝）、25日（土）、12月2日（土）、3日（日）は、区役所特設会場での受付は行わない。</p>																													

(4) スケジュール

令和5年10月23日(月)	利用申込案内の配布開始
11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月20日(月)	利用申込受付開始
12月5日(火)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
令和6年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

**2 令和6年4月入所における主な見直し点**

保育施設等の利用調整に係る「調整指数表」及び「実施指数が同点時の優先順位」について、以下のとおり見直しを行う。

なお、この規定は令和6年4月入所分(令和5年11月20日～12月5日受付)から適用する。

(別紙1 足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表 参照)

(1) 保育施設の閉園・休園等に対応するための指数の見直し

ア 調整指数表の調整指数番号20「青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児の場合」の改正(加点4点)

(ア) 改正理由

上記保育施設の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

上記保育施設在籍児の「年齢上限による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

イ 調整指数表の調整指数番号21「東京都認証保育所等の在籍児の場合」の改正(加点4点)

(ア) 改正理由

東京都認証保育所等の閉園・休園等に対応するため。

(イ) 改正内容

東京都認証保育所等の在籍児の「年齢上限等による卒園」を「年齢上限による卒園等」に改正し、4月から新たに利用を希望する場合に4点加点する。

(2) きょうだい希望保育施設に在籍中の入所申込児童に対する実施指数が同点時の優先順位の見直し

ア 改正理由

入所申込児童のきょうだい希望保育施設に在籍中でも待機となる事例が多くあり、配慮が必要なため。

イ 改正内容

優先順位5番目の「希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する(在籍児のいる施設に限る)」を優先順位1番目に繰り上げ、現行の優先順位1番目から4番目を1つずつ繰り下げる。



### 3 小規模保育、家庭的保育等の卒園後の預け先の確保

小規模保育・家庭的保育（保育ママ）等を卒園する児童全員を対象とし、区内全体で受入枠を確保した上で、一般分に先行して入所申込みを受け付ける「先行利用調整」を実施する。

#### (1) 対象施設・対象者

- ア 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、全ての小規模保育・家庭的保育（保育ママ）を卒園予定の2歳児
- イ 青井おひさま保育園及びコンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2歳児

#### (2) 募集人数

200人（見込数）

- ※ 募集人数は各園の意向によって増加する可能性がある。
- ※ 先行利用調整に申込みしない場合、又は待機になった場合でも、通常の令和6年4月入所申込みが可能

【参考】過去の申込状況等

年月	申込者数	内定者数	内定率
令和4年4月	142人	113人	80%
令和5年4月	123人	103人	84%

※ 待機になった方も最終的に保育施設又は幼稚園に内定している。

### 4 保育コンシェルジュによる相談体制

令和6年4月利用申込みに向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

【参考】保育コンシェルジュ利用延べ人数

単位：人

場所	令和3年度	令和4年度	増減
区役所	2,151	2,507	356
オンライン説明会	27	644	617
オンライン相談	427	336	▲91
子育てサロン	188	263	75
合計	2,793	3,750	957

### 5 今後の対応

利用調整後の空き状況等に応じて、更なる利用調整の実施を検討する。

足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表（調整指数表） 新旧対照表

改正前			改正後		
番号	条件	指数	番号	条件	指数
1～19	略	略	1～19	略	略
20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4	20	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・家庭的保育（保育ママ）・小規模保育の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合（連携施設が設定されている場合を除く）	4
21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限等による卒園</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4	21	東京都認証保育所等の在籍児で、 <u>年齢上限による卒園等</u> により、4月から新たに利用を希望する場合	4
22～27	略	略	22～27	略	略

実施指数が同点時の優先順位 新旧対照表

改正前		改正後	
番号	条件	番号	条件
1	区内在住者（転入予定者含む）を優先する	<u>1</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>
2	ひとり親世帯を優先する	2	区内在住者（転入予定者含む）を優先する
3	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する	3	ひとり親世帯を優先する
4	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する	4	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する
<u>5</u>	<u>希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する</u>	5	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する
6～18	略	6～18	略

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	<b>就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について</b>																																				
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課																																				
内容	<p>東京都が進める第2子の保育料無償化の方針を受けて、令和5年10月から開始した足立区における就学前教育・保育施設利用者への補助等の拡充について報告する。</p> <p><b>1 第2子以降の保育料が無償相当となる就学前教育・保育施設</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">(1) 認可保育施設等</td> <td>ア 認可保育所</td> <td>153 園</td> </tr> <tr> <td>イ 認定こども園</td> <td>7 園</td> </tr> <tr> <td>ウ 小規模保育</td> <td>26 施設</td> </tr> <tr> <td>エ 家庭的保育（保育ママ）</td> <td>103 施設</td> </tr> <tr> <td>オ 区立認可外保育施設</td> <td>2 園</td> </tr> <tr> <td>(2) 認証保育所</td> <td>33 園</td> </tr> <tr> <td>(3) 私立幼稚園</td> <td>46 園</td> </tr> <tr> <td>(4) ベビーシッター（待機児童支援）</td> <td>17 事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 認可保育施設等の第2子保育料無償化の実施</b></p> <p>(1) 認可保育施設等の第2子（0～2歳児・課税世帯）の保育料を無償化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">子ども数</th> <th colspan="2">0～2歳児クラス</th> <th>3～5歳児クラス</th> </tr> <tr> <th>課税</th> <th>非課税</th> <th>所得制限なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)</td> <td rowspan="3">無償 (約600人)</td> <td rowspan="3">無償 (約7,600人)</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td><b>無償(約1,900人)</b> [実施前:第1子保育料の半額]</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>無償(約800人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ ( )内の人数は対象者数</p> <p>(2) 上記の無償化実施については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に令和5年7月20日に諮問し、同年8月8日に答申を受け、条例改正案が第3回足立区議会定例会で可決された。</p>			区分	施設数	(1) 認可保育施設等	ア 認可保育所	153 園	イ 認定こども園	7 園	ウ 小規模保育	26 施設	エ 家庭的保育（保育ママ）	103 施設	オ 区立認可外保育施設	2 園	(2) 認証保育所	33 園	(3) 私立幼稚園	46 園	(4) ベビーシッター（待機児童支援）	17 事業者	子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	課税	非課税	所得制限なし	第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)	第2子	<b>無償(約1,900人)</b> [実施前:第1子保育料の半額]	第3子以降	無償(約800人)
	区分	施設数																																			
(1) 認可保育施設等	ア 認可保育所	153 園																																			
	イ 認定こども園	7 園																																			
	ウ 小規模保育	26 施設																																			
	エ 家庭的保育（保育ママ）	103 施設																																			
	オ 区立認可外保育施設	2 園																																			
(2) 認証保育所	33 園																																				
(3) 私立幼稚園	46 園																																				
(4) ベビーシッター（待機児童支援）	17 事業者																																				
子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス																																		
	課税	非課税	所得制限なし																																		
第1子	保育料:5,100～75,500円 (区民税額等により算定) (約2,500人)	無償 (約600人)	無償 (約7,600人)																																		
第2子	<b>無償(約1,900人)</b> [実施前:第1子保育料の半額]																																				
第3子以降	無償(約800人)																																				

### 3 認証保育所利用者への第2子に対する補助額拡充の実施

クラス年齢に関わらず、第2子に対する補助額を第3子と同額まで拡充する。

[保育の必要性なし]

子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	月 40,000 円まで 補助	月 42,000 円まで 補助	月 37,000 円まで 補助
第2子	<b>拡充</b> 月 67,000 円まで補助 (約 270 人) [拡充前： 月 54,000 円まで]	<b>拡充</b> 月 67,000 円まで補助 (約 10 人) [拡充前： 月 55,000 円まで]	<b>拡充</b> 月 57,000 円まで 補助 (約 20 人) [拡充前： 月 47,000 円まで]
第3子以降	月 67,000 円まで 補助	月 67,000 円まで 補助	月 57,000 円まで 補助

※ ( ) 内の人数は対象者数

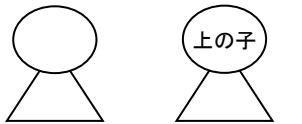
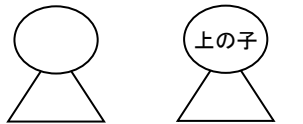
[保育の必要性あり]

子ども数	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	上記第1子と同じ	月 67,000 円まで 補助	月 57,000 円まで 補助
第2子	上記第2子と同じ		
第3子以降	上記第3子以降と同じ		

### 4 私立幼稚園の利用者への補助拡充の実施

#### (1) 多子計算に係る年齢制限の緩和

対象園児が、その世帯で何番目の子であるかを計算する際に、改正前は小学校3年生までという制限があるが、これを以下のとおり緩和する（保育園はすでに緩和済み）。

改正前	改正後
小学校3年生までの兄・姉	年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉
 <p>【対象園児】 <b>第1子</b></p> <p>【小学校4年生】</p> <p>小学校3年生を超えているので、多子計算上では「<b>第1子</b>」となる。</p>	 <p>【対象園児】 <b>第2子</b></p> <p>【小学校4年生】</p> <p>年齢制限が緩和されることで、多子計算上でも「<b>第2子</b>」となる。</p>

(2) 預かり保育を利用する満3歳児

満3歳児クラス（保育園でいう2歳児クラス）で3歳になった園児が預かり保育を利用する場合、非課税世帯のみ月16,300円を上限に補助を行っていたが、これを課税世帯であっても第2子以降であれば、同様に月16,300円まで補助する。

	世帯状況	子ども数	満3歳児クラス（約300名）	
			2歳	3歳
教育時間 9時～14時	問わず	問わず	<b>拡充</b> [R5～] 月33,000円まで 補助 [拡充前： 月3,500円]	月33,000円まで 補助
預かり保育 （要保育の 必要性） 14時～	課税	第1子	補助なし	補助なし
		第2子	<b>区独自補助</b> 月16,300円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]	<b>都事業</b> 月16,300円まで 補助 （約30人～50人） [拡充前：補助なし]
		第3子以降		
	非課税	問わず		月16,300円まで

※（）内の人数は対象者数

5 ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）における、利用料補助の新設

(1) 内容

認可保育施設の待機児が利用料1時間150円でベビーシッターを利用できる制度について、今回課税世帯0～2歳児の第2子以降を対象に、この利用料に対して補助することとし、実質無償化する。

(2) 補助額

保育標準認定 = 月額33,000円限度（11時間×20日）

保育短時間認定 = 月額24,000円限度（8時間×20日）

子ども数	0～2歳児		3～5歳児
	課税	非課税	所得制限なし
第1子	補助制度無し	<b>国制度</b> （子育てのための施設等利用費） 月42,000円まで 補助	<b>国制度</b> （子育てのための施設等利用費） 月37,000円まで 補助
第2子	<b>新設</b> 月33,000円まで 補助 （約10人）		
第3子以降			

※（）内の人数は対象者数

## 令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・**情報連絡事項**>

件名	子育てホームサポーターによる「家事補助」支援の実施について
所管部課	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	<p>子育てホームサポーターによる「家事補助」支援の実施について、次のとおり報告する。</p> <p><b>1 概要</b> 乳幼児期の子どもを養育する者が一時的に家事に関する養育支援を必要とする場合、子育てホームサポーターが保護者宅を訪問して乳幼児の身の回り支援としての「家事補助」支援を行う。</p> <p><b>2 対象児童・保護者</b> 2歳未満の児童及び同居する保護者</p> <p><b>3 支援内容</b> (1) 支援内容 乳幼児の身の回りの世話として保護者が行う家事（掃除、洗濯、簡易な調理、整理・整頓など）の補助 (2) 支援時間 1日1回1時間以内</p> <p><b>4 実施方法</b> 子ども預かり・送迎等支援事業の支援内容を拡充して実施する。</p> <p><b>5 利用者負担（1時間あたり）</b> (1) 平日の午前8時から午後6時 500円 (2) (1)以外の午前6時から午後10時 800円</p> <p><b>6 開始時期</b> 令和5年11月</p>